みらいの県土

建設発生土の適正な搬出先への確実な搬出に向けて受発注者のみなさまに情報をお届けします

No.12

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます!

- (1) 事前に当該工事の搬出先が、盛土規制法の許可地であるか等を確認
- (2) (1) の結果を、再生資源利用促進計画の添付資料として現場掲示
- (3) 搬出先に、受領書の交付を求め搬出先を確認
- (4) 受領書の写しを5年間保存

令和 5 年 5 月 2 6 日 施 行

令和6年6月1日施行

- (5) 元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ 搬出された場合<u>(搬出先が右記①~④の</u> 場合を除く)には、最終搬出先まで確認 した書面を作成し**5年間保存**
- ①国又は地方公共団体が管理する場所
- ②他の建設現場で利用する場合
- ③ストックヤード運営事業者登録規程により 国に登録されたストックヤード
- ④土砂処分場 (盛土利用等し再搬出しないもの)

◆令和6年6月から始まる**最終搬出先までの確認制度**◆



※既に制度が始まっています

許可等の確盛土規制は

確認制法の

登録ストックヤードに搬出した場合は 最終搬出先まで確認することが不要となります

ストックヤード





<u>6月1日以降</u> 契約締結工事が 対象です!



元請業者の義務であり 発注者に確認の責務は ありませんが しっかり覚えて おきましょう!



おしらせ

令和6年度(上期)静岡県建設発生土処理施設 一覧表(5.1)をHPに掲載しました

次回のテーマは 「ストックヤードとは?」です



建設発生土マッチングシステム運用状況

ユーザー登録数 530名

土が出る工事(搬出) 45件

土が欲しい工事(搬入) 13件

中間処理場 43箇所

〈R6.5.1時点〉

◆手軽に登録・情報検索

◆無料で使用可能!!

https://ssm-system.jp/

SSM

静岡県建設発生土マッチングシステム

Shizuoka Surplus Soil Matching System

